

宜野湾市公立幼稚園の保育料(利用者負担)について

資料4-2

平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」施行に伴い宜野湾市立幼稚園の保育料(利用者負担)は下の表のとおりとなります。なお、「平成27年市報ぎのわん1月号」でお示した保育料と比較して、第二階層(両世帯)と第三階層のひとり親世帯等の保育料が変更となっておりますのでお知らせいたします。

階層区分	推定年収 (目安)	現在 (一律)	H27年度以降保育料(利用者負担)			国基準	
			第1子	第2子(半額)	第3子(無料)		
第一階層	生活保護世帯	-	4,400円	0円	0円	0円	0円
第二階層	市民税非課税世帯	~270万円	4,400円	3,000円	1,500円	0円	3,000円
	市民税非課税の ひとり親・障がい者世帯 ※1			0円	0円	0円	0円
第三階層	77,100円以下の世帯	~360万円	4,400円	5,300円	2,650円	0円	16,100円
	77,100円以下のひとり 親・障がい者世帯※1			5,000円	2,500円	0円	15,100円
第四階層	211,200円以下の世帯	~680万円	4,400円	6,100円	3,050円	0円	20,500円
第五階層	211,201円以上の世帯	680万円~	4,400円	6,900円	3,450円	0円	25,700円

一時預かり保育料

長期預かり保育料	月額	5,400円
	8月	10,800円
短期預かり保育料	日額	400円

< 保育料(利用者負担)の算定方法 >

世帯の市民税所得割課税額等により階層を判定します。(年収に関しては目安です。)

平成27年4月~8月分の保育料は、平成26年度の市民税所得割課税額により算定します。

平成27年9月~平成28年3月分の保育料は、平成27年度の市民税所得割課税額により算定します。

※未申告で課税状況が確認出来ない場合は、最高額の第五階層の保育料となりますので、お早めに申告を済まされて下さい。

※※平成26年1月2日以降に宜野湾市へ転入された方は、本市で課税状況が確認出来ないため、

平成26年1月1日に住所を有していた市町村発行の「平成26年度所得課税証明書」(市町村民税額等が確認出来る証明書)を、入園受付を行った幼稚園にご提出下さい。

< 軽減措置 >

・多子世帯に対する軽減措置として、幼稚園から小学校3年までの範囲内において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

ただし、第1子が成長して小4以上になった場合は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

・第二階層・第三階層のひとり親世帯等※1については、届出により保育料が軽減されますので、申請忘れないようご注意ください。